

留萌中学校では、国や北海道の基準に照らし、新型コロナウイルス感染症に関する出席停止について、以下の様に対応しています。

◆以下のような場合は、出席停止となります（令和3年4月現在）

- 1 生徒の新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合
- 2 生徒が新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者に特定された場合
- 3 生徒が新型コロナウイルス感染症を疑い、PCR検査または抗原検査等の検査を実施する場合
- 4 生徒の同居する家族が新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者に特定された場合
- 5 生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合
- 6 生徒の同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合

ご不明な点がございましたら、留萌中学校 教頭（電話42-1811）までご連絡ください。